

令和8年度インターネット等を活用した山形暮らし情報発信業務 企画提案募集要領

1 目的

この要領は、次の委託業務について、公募型プロポーザル方式による企画提案の募集に必要な事項を定めるものとする。

2 プロポーザル方式に対する業務に関する事項

- (1) 業務の名称 令和8年度インターネット等を活用した山形暮らし情報発信業務
- (2) 業務の内容 委託仕様書（企画提案用）による。
- (3) 委託の期間 契約締結の日から令和9年1月31日まで
- (4) 提案上限額 金3,336,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 応募資格に関する事項

公募型プロポーザルに応募できる事業者は、応募時点で以下の項目の全ての要件を満たす単独企業又は複数の企業で構成する共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。

(1) 単独企業

- ア 1年以上引き継ぎ業として本提案に付する契約に係る業務を営んでいる者
- イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者
- ウ 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）及び消費税を滞納していない者
- エ 雇用保険、健康保険、厚生年金保険等の社会保険に加入している者（加入する義務のない者を除く。）
- オ 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱（平成15年4月1日施行）に基づく指名停止措置を受けていない者
- カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- キ 次のいずれにも該当しない者（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）
 - (ア) 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められる者
 - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が經營に実質的に関与していると認められる者
 - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められる者
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められる者
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ク 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生及び再生手続をしていないこと。
- ケ 本提案に付する契約に係る営業に関し、法令の規定により必要な許可、認可、登録等を受けている者

(2) 共同企業体

- ア いずれかの構成員が(1)のアに掲げる要件を満たしていること。
- イ 各構成員が(1)のイ～ケに掲げる全ての要件を満たしている者であること。
- ウ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の企業体の構成員ではないこと。
- オ 次の事項を定めた協定書を締結していること、又は当該業務委託締結の日までに締結を予定していること。なお、契約締結の日において、協定書の締結が完了していない場合は、契約の相手方としない。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 出資を伴う場合の構成員の出資比率
 - (キ) 構成員の責任
 - (ク) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置
 - (ケ) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
 - (コ) 解散後の契約不適合責任
 - (サ) 取引金融機関
 - (シ) その他必要な事項

4 失格事由

提出された提案書が次のいずれかに該当する場合やその他不正な行為があったときは、失格とする。

- (1) この要領に定める資格・要件が備わっていないとき
- (2) 受付期限までに所定の書類が整わなかったとき
- (3) 提出書類に記載すべき内容が記載されていないなど企画提案書が公募要領等で示した要件に適合しないとき
- (4) 提出書類に虚偽または不正があったとき
- (5) 提案の内容が提案上限額を上回るとき

5 企画提案書の提出等

(1) 提出書類及び提出部数

提出書類	提出部数
ア 参加申込書及び誓約書 ・単独企業（様式1－1） ・共同企業体（様式1－2） ・共同企業体構成員（様式1－3）※構成員ごと	1部
イ 事業者概要 ・単独企業（様式2－1） ・共同企業体（様式2－2） ・共同企業体構成員（様式2－1）※構成員ごと	6部
【様式2－1添付書類】	
1. 過去2年間に地方公共団体から委託された類似業務の実績について参考となる資料（ある場合）	6部
2. 会社概要等がわかるパンフレット等	6部
3. 法人の履歴事項全部証明書（提出日から3か月以内に発行されたもの）、定款又は寄付行為、役員名簿、直近の決算書	各1部
4. 山形県税（山形県税に附帯する税外収入を含む。）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことを証明する書類（非課税のものを除く。）	各1部
5. 社会保険・労働保険加入状況一覧表及び社会保険・労働保険の加入状況を確認できる書類	1部
ウ 企画提案書（様式3）※1社1案	原本1部、副本5部
【様式3添付書類】	
1. 守秘義務、利用者の個人情報の取扱、苦情処理に関する体制整備など業務の執行に資する体制に係る規程の写しや参考となる資料（ある場合）	6部
2. 過去2年において地方公共団体から受託し、リストティング広告、ディスプレイ広告の手法を実施した実績の根拠となる契約書及び仕様書の写し（ある場合）	6部
エ 見積書（様式4）	原本1部、副本5部
【様式4添付書類】	
見積価格の詳細（任意様式）	6部
オ 代表者の印鑑証明書（法務局発行のもの）	1部
カ 共同企業体に関する協定書（任意様式）	1部

※ 山形県競争入札参加資格者である場合、オは会計局の受付印がある競争入札参加資格審査申請書（写）、委任状（写）又は使用印鑑届（写）のいずれかの書類をもって代えることができる。また、様式2－1添付書類中3～5は不要。

(2) 書類の提出期限

① 提出書類ア、イ、カ

令和8年2月27日（金）午後5時（必着）

② 提出書類ウ～オ

令和8年3月10日（火）午後5時（必着）

(3) 提出方法

「11 担当部署」まで、郵送（簡易書留）又は持参（土日祝日を除く午前9時から午後5時まで）により提出すること。

(4) 参加辞退

提案書の提出後、都合により参加を辞退する場合は、速やかに書面により報告すること。

6 プロポーザル方式に係る評価基準等

評価項目		審査の視点
企画内容等	1 実施方針	事業の目的等を踏まえた全体方針となっているか。 また、媒体の組合せやその考え方が適切に説明されているか。
	2 リスティング広告	実施方法、運用の考え方等について具体的に記載され、その内容は効果が期待されるものか。
	3 ディスプレイ広告	実施方法、運用の考え方等について具体的に記載され、その内容は効果が期待されるものか。
	4 効果を高める工夫	効果を高める工夫等について、その内容は効果が期待されるものか。
	5 効果検証等	月次報告、中間報告及び業務完了報告における、効果検証や成果のとりまとめを適切に見込んでいるか。
業務遂行能力	6 実施能力	担当者や責任者の配置など適切な実施体制となっているか。 また、業務の遂行に有効な資格、認定等を有するか。
	7 計画性	事業計画に無理がなく、妥当なスケジュールであるか。
	8 業務管理	担当者の守秘義務や、利用者の個人情報の取扱い、苦情処理体制など業務を適切に遂行する体制を整えているか。
	9 実績	過去2年以内において、地方自治体から類似の業務を受託した実績があるか。
経費	10 妥当性	事業の遂行に支障のない妥当な経費見積もりであるか。 積算根拠は、事業に必要な経費が明確に示されているか。
	11 優位性	提案内容に比して、経費見積もりが経済的であるか。

7 最優秀提案者の決定方法

- (1) 山形県みらい企画創造部移住定住・地域活力拡大課が設置する選定委員会の書類審査により、各委員の評価点の合算が最高点の者を最優秀提案者として選定する。また、必要に応じ次点者を選定する。
- (2) 評価は、「6 プロポーザル方式に係る評価基準等」の項目により行う。
- (3) 提案者が1者のみの場合も、各委員の評価結果により提案の内容について契約の目的を十分に達成できるものであると判断できるときは、当該者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 提案者がない場合には、一旦プロポーザルの実施を中止し、業務の内容等について再検討のうえ、改めて募集を行うこととする。

8 企画提案等に係る質問

- (1) 受付期間 令和8年2月27日（金）午後5時まで
- (2) 質問方法 別紙「企画提案に係る質問票」を電子メールにて送付すること。
なお、電子メールの件名は「企画提案（移住広告）の質問」とすること。
- (3) 回答 都度山形県ホームページにおいて回答する。ただし、提案者の独自の企画に関わることは、当該質問をした者のみに回答する。

9 契約手続

- (1) 審査結果に基づき、最優秀提案者と業務委託契約の締結に係る手続を行う。
- (2) 最優秀提案者と交渉が整わなかった場合又は最優秀提案者が失格事由に該当することが明らかになったときは、改めて次点者と業務委託契約の締結に係る手続を行う。

10 その他

- (1) 提出書類の作成及び提出に要する経費は応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の作成に用いる各種データの調査・収集、収集したデータ等の使用承認等に係る必要な手続きは応募者が行うものとする。
- (3) 提出書類は、審査作業に必要な範囲において複製を行う。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 採用した提案書の著作権は山形県に帰属するものとする。
- (6) この公募及び契約については、県の都合により変更又は中止する場合がある。
- (7) 当該契約に係る予算が成立しない場合は、この公告は効力を有しない。

11 担当部署

山形県 みらい企画創造部 移住定住・地域活力拡大課

住 所：〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号（県庁6階）

電 話：023-630-2234

Eメールアドレス：yichiikikatsuryoku#pref.yamagata.jp

※「#」の部分を「@」に変えて送信してください

以上